

## 合併協議会の進め方について

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程（平成15年7月8日決定）

（事前提案の原則）

第6条 協議事項については、協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うよう努めるものとする。

多くの協議会において、協議・確認を行う会議の前の会議に調整案を提案・説明し、いったん持ちかえりの上検討するという運営手法が採用されています。

本協議会においても、この事前提案の原則を明らかにするため、あらかじめこのような取扱いを定めているものです。

なお、この取扱いを努力義務にとどめているのは、第1回協議会において決する必要がある運営規程等の協議事項については事前提案が不可能であること、事前提案のメリットを最大限に生かすためには、事前提案の後、協議を行う会議までの間の状況に応じて調整案を修正する場合があることを想定するためです。